

◎議案第 4 号 白老町税外諸収入金の徴収に関する条例及び白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 11、議案第 4 号 白老町税外諸収入金の徴収に関する条例及び白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。提案の説明を求めます。

小関税務課長。

○税務課長（小関雄司君） 議案第 4 号でございます。議案第 4 号 白老町税外諸収入金の徴収に関する条例及び白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。白老町税外諸収入金の徴収に関する条例及び白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 12 月 6 日提出。白老町長。

次のページをお願いいたします。附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

（延滞金に対する経過措置）

2 この条例による改正後の白老町税外諸収入金の徴収に関する条例及び白老町後期高齢者医療に関する条例の規定は、延滞金のうち平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

次のページでございます。議案説明です。

地方税法の一部改正に伴い、税外諸収入金の徴収に係る延滞金及び後期高齢者医療保険料に係る延滞金の割合を改定するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

白老町税外諸収入金の徴収に関する条例新旧対照表（第 1 条による改正関係）

改正前	改正後
附 則 3 当分の間、第 3 条第 1 項に規定する延滞金の年 7. 3 パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（ <u>各年の前年の 1 1 月 3 0 日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第 8 9 号）第 1 5 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう。</u> ）が年 7.	附 則 3 当分の間、第 3 条第 1 項に規定する延滞金の年 1 4. 6 パーセントの割合及び年 7. 3 パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（ <u>当該年の前年に租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。</u> ）が年 7. 3 パーセ

<p>3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</u></p>	<p>ントの割合に満たない場合には、<u>その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>
---	---

白老町後期高齢者医療に関する条例新旧対照表（第2条による改正関係）

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>第3条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（<u>各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>（延滞金の割合の特例）</u></p> <p>第3条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の<u>年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合</u>は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（<u>当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 条文の改正の云々ではなくて、議案第4号の説明資料がついていますが、後期高齢者の医療保険料に係る延滞金を取りますとこうなっています。非常に私も含めて今高齢者の生活が苦しくなっています。70歳以上の医療費が今度2割とか、年金がスライド物価で下がると非常に厳しい状況となっているのですが、この後期高齢者の保険料、町の場合は、もし滞納、未納があれば相当になっていると思いますけれども、現実には後期高齢者保険料で延滞金をかけているという実態はありますか。もしあれば、何件で、それをかけなければいけなかった等々ということがあるのかをお聞きします。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 後期高齢者医療制度における保険料の延滞金でございますけれども、20年度からこの制度はありますけれども、現実的に延滞金を付加したというか、かけたことは実際には1件もございません。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 滞納はあると思うのです。多分親身な相談でそういうことにしていないと思いますけど、現実的に延滞金をかけていないということは、今言ったように親身な収納の相談に応じていたと思いますけれども、実態としては延滞金がかからなくても未納されている件数で、それに近いような実態の生活のレベルというか、そういう世帯があるのかどうかだけ伺っておきます。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 後期高齢者の関係ですけれども、未納になるという状況が、例えば突然体調を崩して病院にかかってしまったりとか、入院してしまったりとか、そういうことがやはりなかなか今、それこそ収入的にも年金も少なくなっているような状況ということもあると思いますけれども、やはりそういう急な事態の変ったことによって、やはりどうしても払いたくても払えないような一時的に経済的な困窮が生じている中での未納者が多いと捉えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） それでは、今回も改正になっていますけれども、機械的には延滞金はかけないと。その人の生活実態によって十分な収納相談を受けて対処していくというように理解してよろしいですか。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 今回の延滞金の関係の改定は、逆に率的には下がってございますけれども、下がったからといって延滞金をどうのこうのではなくて、やはりケース・バイ・ケースでご相談を受けながら本税のほうを納めていただくような体制をとっていきたいと思って

ございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 白老町税外諸収入金の徴収に関する条例及び白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。